

# 山梨県公報

第二千二百九十七号

平成二十五年

二月七日

木曜日

## 目次

### 告示

土地収用事業の認定	七三
道路の区域変更(二件)	七四
道路の供用開始	七五
都市計画事業の事業計画の変更認可	七五

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請	七五
平成二十四年度林業用種苗生産事業者講習会の開催	七六
公共測量の実施	七六
開発行為に関する工事の完了について	七六
都市計画の決定図書の縦覧	七六
教育委員会	七六
一般競争入札について(二件)	七七

## 告示

### 山梨県告示第三十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 起業者の名称  
笛吹市
- 二 事業の種類  
本庁舎等耐震・改修事業に伴う公用車駐車場保全事業
- 三 起業地

1 収用の部分 笛吹市石和町市部字観音寺前及び字鶴飼地内

## 四 使用の部分 なし 事業を認定した理由

### 1 法第二十条第一号要件

笛吹市本庁舎等耐震・改修事業に伴う公用車駐車場保全事業(以下「本件事業」という。)は、起業者が第一次笛吹市総合計画及び同実施計画に基づき、「安全・安心のための備えづくり」、「親しみやすく機能的な市役所づくり」の一環として、本庁舎等の耐震・改修並びに受付窓口事務の一体化による利便性の向上等を図るために整備するものであり、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

### 2 法第二十条第二号要件

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。起業者は、本件事業の実施にあたり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

### 3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益  
起業者は、平成十六年十月に石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村及び春日居町の六町村が合併し発足し、その後、平成十八年八月に芦川村を編入合併し現在に至っている。

合併当初の市役所施設は、石和町に本庁舎、旧六町村に支所があり、内二支所については、本庁機能を有する分庁舎として位置づけられたため、市役所の本庁機能が分散され、市役所組織の連絡調整に支障を来すとともに、市民が市役所において各種手続を行う際に煩雑となるなどの問題があった。

このため、起業者は、本庁舎の隣接地にあつた旧峡東病院の建物の耐震改修工事を行い、改修後は市役所南館として位置づけ、それまで他の分庁舎等に配置されていた公営企業部、建設部、教育委員会、保健福祉部の一部を市役所南館に移転・配置し本庁機能の集約を図り、市民にとって利便性の良い市役所づくりを進め、併せて公用車を本庁に集約し、市役所南館駐車場に配置することで、より効率的な運行管理を図ることとした。その後、新耐震基準以前の建物である本庁舎を改修する計画の中で、窓口業務を市役所南館に集約するとともに、公用車駐車場として管理されていた市役所南館駐車場を来庁者用駐車場として確保することとし、市民にとってより利便性の良い市役所づくりを進めることとした。

本件事業は、市役所南館への窓口業務の集約によって増加する来庁者の駐車場を確保するため、これまで公用車駐車場として管理していた市役所南館駐車場を

来庁者駐車場に用途変更することとし、当該措置に伴って不足する公用車駐車場の確保のため、起業者が土地賃貸借契約を締結し職員駐車場及び本庁舎等混雑時の臨時的な公用車駐車場として使用している土地を、新たに恒常的な公用車駐車場用地として確保することとしたものである。

本件事業が完成すると市役所における来庁者及び公用車の駐車場不足を解消でき、住民サービスの向上を図ることができることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

(一)で述べたとおり起業地は、既に職員駐車場等として供されており、起業者も起業地の改変を予定していないので、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本庁機能及び窓口業務の集約により市役所における来庁者及び公用車の駐車場不足が問題となり、住民サービスに支障を来すおそれが生じている。

以上の状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、来庁者数、公用車台数等から区画数及び面積を積算しており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるの

5 結論  
で、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

1 から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
笛吹市総務部管財課

山梨県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田尻四方津停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市大野字中大野二一九五番の一地先から 上野原市大野字戸の漆二二二番の四地先まで	七・三 二五・九	五・五 一八・三		二八四・六

山梨県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖芦川線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市芦川町上芦川字水出一七〇〇番の一地先から 笛吹市芦川町上芦川字水出一七〇九番の二地先まで	一〇・八 三三・八	二二・〇 五一・五		一九四・〇

**山梨県告示第三十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府中央右 左口線	甲府市大里町字東耕地官有無番地先から 甲府市大里町字東耕地二二五四番の三地先まで	五七・四	平成二十五年二月七日

**山梨県告示第四十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二

山梨県公報 第二千二百九十七号 平成二十五年二月七日

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 施行者の名称  
富士川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
富士川都市計画及び市川三郷都市計画下水道事業富士川町公共下水道事業施行期間
- 三 昭和三十二年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
昭和六十二年山梨県告示第四百四十号、平成三年山梨県告示第七十六号、平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成六年山梨県告示第四百七十二号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十年山梨県告示第七十九号、平成十二年山梨県告示第三百六十号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十五年山梨県告示第二百四十三号、平成十六年山梨県告示第二百四十二号、平成十八年山梨県告示第六十六号、平成十八年山梨県告示第五百九十六号、平成二十年山梨県告示第六十五号、平成二十年山梨県告示第六十七号、平成二十一年山梨県告示第八十五号、平成二十二年山梨県告示第三十一号及び平成二十三年山梨県告示第六十六号の事業地のうち、富士川町大字駅前通二丁目字沢ノ戸において事業地を変更する。
  - 2 使用の部分  
なし

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人まどか
- 2 代表者の氏名 深澤 裕司
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町富岡百八十八番地三
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者、要介護者、要支援者の方々などの日常生活を送る上で外出援助を必要とする人々に対して、その必要性に応じた外出をすることによって個々の生活の質を上げ、有意義な生活ができるよう、福祉移送支援事業・生活支援事業、障害者への雇用を提供する雇用促進支援に関する事業を行うとともに、障害の有無にかかわらず、乳幼児から高齢者まで誰もが集える場所を提供する事業を行い、全ての人が有意義かつ健やかに暮らせる地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年一月三十日から同年三月二十九日まで

●平成二十四年度林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、平成二十四年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催日時

平成二十五年三月四日（月） 午前九時三十分から午後五時まで

二 講習場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四階四〇四会議室

三 受講対象者

山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行うとする者

四 受講手続

1 提出書類

受講申込書（山梨県森林整備課及び各林務環境事務所に備えてある所定の用紙によること。）

2 受講手数料

一万四千元（受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印をしないこと。）

3 受講申込書提出先

住所地为所轄する林務環境事務所森づくり推進課

住所地为所轄する林務環境事務所森づくり推進課

4 受講申込書受付期間及び提出方法

この公告の日から平成二十五年二月二十五日（月）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の3の受講申込先に持参すること。

五 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

六 その他

1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 一一一

三 一六四四）又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。

●公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年一月十八日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（道路計画図作成）

二 作業期間 平成二十五年一月二十八日から平成二十五年三月二十九日まで

三 作業地域 北杜市のうち須玉町、長坂町及び高根町の地域

●開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年二月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市下河東字向河原二五番六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市万才二百二十二番地二 キャッスル万才百一号室 若林 保・若林 葉子

●都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十五年二月七日

一 都市計画の種類

甲府都市計画地区計画

（向町（一）地区地区計画）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県県土整備部都市計画課

山梨県知事 横内正明

## 教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年二月七日

山梨県総合教育センター所長 深沢信吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務の名称及び数量

山梨県教育情報ネットワークシステム保守業務委託 一式

2 業務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県総合教育センター所長が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第百三十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 この公告に示す業務を確実に履行できると所長が判断した者であること。

6 監視業務又は監視センターについて、ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネージメント）を取得しているか、又は同等レベル以上を確保していることを証明できること。

7 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。

8 県の教育情報ネットワークを熟知している者であること。

9 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育センター 管理部

電話〇五五 二六二 五五七一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十五年二月二十二日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、前日までに三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十五年二月二十日（水）午前九時三十分

山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育センター 会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日の翌日から平成二十五年二月二十八日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年三月二十五日（月）午前九時三十分

郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育

センター 会議室

6 郵便による入札書の受領期限及び場所  
平成二十五年三月二十二日（金）午後五時までに山梨県総合教育センター 管理部（郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十二条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否  
要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に、「一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。  
その他の詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and amount of services required:  
The overall maintenance and management of the IT network of the Yamanashi Prefectural Education (1 maintenance package)
- 2 Date and time of the tendering and bid opening:  
9:30AM March 25, 2013
- 3 Bureau in charge:  
Yamanashi prefectural education center management division, 1456 Narita Misaka-chou Fuefuki-shi Yamanashi-ken 406-0801 Japan  
TEL:055-262-5571

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年二月七日

山梨県総合教育センター所長 深 沢 信 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務の名称及び数量  
情報処理技術者業務委託 一式
- 2 業務の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。

3 委託期間  
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県総合教育センター所長が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第百三十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 この公告に示す業務を確実に履行できると所長が判断した者であること。

6 監視業務又は監視センターについて、ＩＳＭＳ適合性評価制度（情報セキュリティマネージメント）を取得しているか、又は同等レベル以上を確保していることを証明できること。

7 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。

8 県の教育情報ネットワークを熟知している者であること。

9 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

三 入札手続等  
1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育センター 管理部  
電話〇五五 二六二 五五七

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十五年二月二十二日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、前日までに三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十五年二月二十日（水）午前十時三十分

山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育センター 会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日の翌日から平成二十五年二月二十八日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年三月二十五日（月）午前十時三十分

郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六 山梨県総合教育センター 会議室

6 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年三月二十二日（金）午後五時までに山梨県総合教育センター 管理部（郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

その他の詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and amount of services required:  
Information Processin Service (1 maintenance package)
- 2 Date and time of the tendering and bid opening:  
10:30AM March 25,2013
- 3 Bureau in charge:  
Yamanashi prefectural education center management division, 1456  
Narita Misaka-chou Fuefuki-shi Yamanashi-ken 406-0801 Japan  
TEL055-262-5571